

## 告 示

### 埼玉県告示第千四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー越谷大泊店

埼玉県越谷市大字大泊字塚田四百四十番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 駐車場法に基づく届出について手続き中であるが、引き続き対応をお願いしたい。

(2) 越谷市景観計画に基づく届出については、すでに協議済みのため、届出内容に沿って計画を進めること。計画に変更が生じる場合は、事前に都市計画課までご相談すること。

(3) 騒音等の苦情が発生した場合は適切に対応すること。

(4) 車両が立体駐車場のスロープを走行する際に、ヘッドライトが住居に当たる等、近隣住居に影響がないように配慮すること。

(5) 計画地と北側住居の位置が近いため、特にアイドリング音、荷さばきの積み下ろしなどの衝撃音の騒音に配慮すること。

(6) 食品リサイクルの推進の観点から、(店内で調理されたお惣菜等を販売される場合) 調理くずや食品残渣のリサイクルを検討していただきたい。

(7) ごみ減量の観点から過剰包装の自粛を要請する。

(8) ごみ減量の観点からお客様に対してマイバック持参やマイ箸の普及啓発を要請する。

(9) 事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別して保管すること。

(10) 産業廃棄物の保管は、産業廃棄物保管基準を遵守し、保管場所の掲示を行うこと。

(11) 事業系一般廃棄物は、市許可業者に委託すること。

(12) 産業廃棄物は許可業者に収集運搬および処分を委託すること。

#### 二 縦覧期間

令和六年九月十七日から令和六年十月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター